



鳥取県公報

平成 23 年 7 月 1 日 (金)
号外第 75 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 訓 令	県有建物に関する広告物等取扱規程の一部を改正する訓令 (9) (総務課) 2 鳥取県公印規程の一部を改正する訓令 (10) (政策法務課) 3 職員の任免発令規程の一部を改正する訓令 (11) (人事企画課) 4 鳥取県職員表彰規程の一部を改正する訓令 (12) (〃) 11 現業職員以外の職員の被服の交付及び使用に関する規程の一部を改正する訓令 (13) (福利厚生課) 12
◇ 公安規則	鳥取県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則 (7) (警務課) 13

訓 令

鳥取県訓令第9号

県有建物に関する広告物等取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成23年7月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

県有建物に関する広告物等取扱規程の一部を改正する訓令

県有建物に関する広告物等取扱規程（昭和24年鳥取県訓令甲第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
第2条 この規程において建物を管理する者（以下「管理者」という。）とは、本庁の庁舎（ <u>警察本部庁舎を除く。</u> ）においては <u>総務部長</u> 、地方機関（鳥取県行政組織規則（昭和39年鳥取県規則第13号）第2条第4項に規定する地方機関をいう。以下同じ。）の <u>庁舎</u> においては地方機関の長をいう。	第2条 この規程において建物を管理する者（以下「管理者」という。）とは、本庁においては <u>統轄監</u> 、地方機関（鳥取県行政組織規則（昭和39年鳥取県規則第13号）第2条第4項に規定する地方機関をいう。以下同じ。）においては地方機関の長、 <u>その他においては各出納機関の長</u> をいう。

附 則

この訓令は、平成23年7月1日から施行する。

鳥取県訓令第10号

鳥取県公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成23年7月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県公印規程の一部を改正する訓令

鳥取県公印規程（昭和26年鳥取県訓令第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改正後					改正前				
別表（第2条関係）					別表（第2条関係）				
公印の種類	ひな形	寸法	管理者	摘要	公印の種類	ひな形	寸法	管理者	摘要
略					略				
2 専用知事印 第1号～第4号	略				2 専用知事印 第1号～第4号	略			
第5号	鳥 取 県 知 事 印	長方形 縦4ミリメ ートル 横18ミリメ ートル	<u>消防防災課長</u>	危険物取扱者保 安講習及び消防 設備士講習の修 了認定用	第5号	鳥 取 県 知 事 印	長方形 縦4ミリメ ートル 横18ミリメ ートル	<u>消防課長</u>	危険物取扱者保 安講習及び消防 設備士講習の修 了認定用
第6号	鳥 取 県 知 事 印	10ミリメ ートル四方	<u>消防防災課長</u>	危険物取扱者免 状及び消防設備 士免状用	第6号	鳥 取 県 知 事 印	10ミリメ ートル四方	<u>消防課長</u>	危険物取扱者免 状及び消防設備 士免状用
略					略				
7 略					7 略				
略					略				
8 略					8 防災監印				
略					第1号	鳥 取 県 防 災 監 印	22ミリメ ートル平方	政策法務課長	
略					第2号	防 災 監 印 鳥 取 県	22ミリメ ートル平方	政策法務課長	縦書きの文書用
略					9 略				
略					10 略				
略					10の2 略				
略					略				

附 則

この訓令は、平成23年7月1日から施行する。

鳥取県訓令第11号

職員の任免発令規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成23年7月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

職員の任免発令規程の一部を改正する訓令

職員の任免発令規程（昭和39年鳥取県訓令第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削り、次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前												
<p>（兼務又は兼職の発令の特例）</p> <p>第3条 略</p> <p>2 前項の兼務を命ぜられた職員（東部福祉事務所、中部福祉事務所、西部福祉事務所、日野福祉事務所、鳥取保健所、倉吉保健所、米子保健所又は日野保健所の所属部課所の兼務を命ぜられたものを除く。）であって次の各号に掲げるものは、それぞれに定める職の兼職を命ぜられたものとする。</p> <p>（1） 略</p> <p>（2） 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級又は8級であるもの（<u>職務の級が7級である職員のうち、課長及びこれに相当する職にある者を除く。</u>）及び他の給料表の適用を受ける職員でこれに相当するもの 参事監</p> <p>（3） 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級又は7級であるもの（<u>前号に掲げる職員を除く。</u>）及び他の給料表の適用を受ける職員でこれに相当するもの 参事</p> <p>（4）及び（5） 略</p> <p>3 略</p> <p>別表第1（第3条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="2">兼務の対象となる職員</th> <th>兼務する所属部課所</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">未来 づく り推 進局</td> <td style="text-align: center;">未来 戦略 課</td> <td style="text-align: center;">課長 危機管理局</td> </tr> </table>	兼務の対象となる職員		兼務する所属部課所	未来 づく り推 進局	未来 戦略 課	課長 危機管理局	<p>（兼務又は兼職の発令の特例）</p> <p>第3条 略</p> <p>2 前項の兼務を命ぜられた職員（東部福祉事務所、中部福祉事務所、西部福祉事務所、日野福祉事務所、鳥取保健所、倉吉保健所、米子保健所又は日野保健所の所属部課所の兼務を命ぜられたものを除く。）であって次の各号に掲げるものは、それぞれに定める職の兼職を命ぜられたものとする。</p> <p>（1） 略</p> <p>（2） 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級又は8級であるもの及び他の給料表の適用を受ける職員でこれに相当するもの 参事監</p> <p>（3） 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級であるもの及び他の給料表の適用を受ける職員でこれに相当するもの 参事</p> <p>（4）及び（5） 略</p> <p>3 略</p> <p>別表第1（第3条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="2">兼務の対象となる職員</th> <th>兼務する所属部課所</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">統轄 監</td> <td style="text-align: center;">総務 課</td> <td style="text-align: center;">課長 防災局</td> </tr> </table>	兼務の対象となる職員		兼務する所属部課所	統轄 監	総務 課	課長 防災局
兼務の対象となる職員		兼務する所属部課所											
未来 づく り推 進局	未来 戦略 課	課長 危機管理局											
兼務の対象となる職員		兼務する所属部課所											
統轄 監	総務 課	課長 防災局											

				総務課	総務企画担当の職員	統轄監県政推進課、統轄監広報課、総務部財政課、総務部政策法務課、総務部県民課、総務部税務課、総務部営繕課、総務部東京本部、総務部関西本部、総務部名古屋本部、総務部行財政改革局人事企画課、総務部行財政改革局業務効率推進課、総務部行財政改革局財源確保推進課、総務部行財政改革局職員人材開発センター、総務部行財政改革局福利厚生課、総務部人権局人権・同和対策課、行政監察監行政監察課、行政監察監公益法人・団体指導課、行政監察監工事検査課	
	広報課	課長	危機管理局	広報課	課長	防災局	
危機管理局	危機管理政策課	総務担当の職員	危機管理局危機対策・情報課、危機管理局消防防災課	防災局	防災課	総務担当の職員	防災局危機管理課、防災局消防課
	消防防災課	課長補佐	消防防災航空センター		企画担当の主幹	消防防災航空センター	
総務部	総務課	課長	危機管理局	総務部	財政課	課長	防災局
		総務企画担当の職員	未来づくり推進局未来戦略課、未来づくり推進局広報課、未来づくり推進局県民課、未来づくり推進局鳥取力創造課、総務部財政課、総務部政策法務課、総務部税務課、総務部営繕課、総務部東京本部、総務部関西本部、総務部名古屋本部、総務部行財政改革局人事企画課、総務部行財政改革局業務効率推進課、総務部行財政改革局財源確保推進課、総務部行財政改革				

			局職員人材開発センター、総務部行財政改革局福利厚生課、総務部人権局人権・同和対策課、行政監察監行政監察課、行政監察監公益法人・団体指導課、行政監察監工事検査課				
	略				略		
企画部	企画課	課長 総務担当の職員	危機管理局 企画部教育・学術振興課、企画部新生公立大学設立準備室、企画部統計課、企画部男女共同参画推進課、企画部情報政策課、企画部地域づくり支援局自治振興課、 <u>企画部地域づくり支援局中山間振興・定住促進課</u> 、企画部地域づくり支援局交通政策課、文化観光局文化政策課、文化観光局交流推進課、文化観光局観光政策課、文化観光局国際観光推進課	企画部	企画課	課長 総務担当の職員	防災局 企画部青少年・文教課、企画部新生公立大学設立準備室、企画部統計課、企画部男女共同参画推進課、企画部情報政策課、企画部地域づくり支援局自治振興課、 <u>企画部地域づくり支援局移住定住促進課</u> 、 <u>企画部地域づくり支援局中山間地域振興課</u> 、 <u>企画部地域づくり支援局協働連携推進課</u> 、企画部地域づくり支援局交通政策課、文化観光局文化政策課、文化観光局交流推進課、文化観光局観光政策課、文化観光局国際観光推進課
文化観光局	文化政策課	課長	危機管理局	文化観光局	文化政策課	課長	防災局
福祉保健部	福祉保健課	課長 総務・調整担当の職員	危機管理局 福祉保健部障がい福祉課、福祉保健部長寿社会課、 <u>福祉保健部子育て王国推進局子育て応援課</u> 、 <u>福祉保健部子育て王国推進局青少年・家庭課</u> 、 <u>福祉保健部子育て王国推進局子ども発達支援課</u> 、 <u>福祉保健部健康医療局健康政策課</u> 、 <u>福祉保健部健康医療局医療政策課</u> 、 <u>福祉保健部健康医療局医療指導課</u>	福祉保健部	福祉保健課	課長 企画総務室総務担当の職員	防災局 福祉保健部障がい福祉課、福祉保健部子ども発達支援課、福祉保健部長寿社会課、 <u>福祉保健部子育て支援総室</u> 、 <u>福祉保健部医療政策課</u> 、 <u>福祉保健部医療指導課</u> 、 <u>福祉保健部健康政策課</u>

生活 環境 部	環境	課長	危機管理局
	立県 推進 課	略	
	略		
商工 労働 部	商工 政策 室	室長	危機管理局
		総務担当 の職員	略
農林	略		
水産 部	農政 課	課長	危機管理局
		略	
	略		
県土 整備 部	略		
	技術	課長	危機管理局
	企画 課	略	
	略		
略			
会計 管理 者	庶務 集中 局集 中業 務課	集中化業 務担当及 び物品・ 契約室契 約担当の 職員	未来づくり推進局未来戦 略課、未来づくり推進局 広報課、未来づくり推進 局県民課、未来づくり推 進局鳥取力創造課、危機 管理局危機管理政策課、 危機管理局危機対策・情 報課、危機管理局消防防 災課、総務部総務課、総 務部財政課、総務部政策 法務課、総務部税務課、 総務部営繕課、総務部行 財政改革局人事企画課、 総務部行財政改革局業務 効率推進課、総務部行財 政改革局財源確保推進 課、総務部行財政改革局 福利厚生課、総務部人権 局人権・同和対策課、企 画部企画課、企画部教育 ・学術振興課、企画部新 生公立大学設立準備室、 企画部統計課、企画部男 女共同参画推進課、企画

生活 環境 部	環境	課長	防災局
	立県 推進 課	略	
	略		
商工 労働 部	商工 政策 室	室長	防災局
		室長及び 筆頭主幹 を除くす べての職 員	略
農林	略		
水産 部	農政 課	課長	防災局
		略	
	略		
県土 整備 部	略		
	技術	課長	防災局
	企画 課	略	
	略		
略			
会計 管理 者	庶務 集中 局集 中業 務課	集中化業 務担当及 び物品・ 契約室契 約担当の 職員	統轄監総務課、統轄監県 政推進課、統轄監広報 課、防災局防災課、防災 局危機管理課、防災局消 防課、総務部財政課、総 務部政策法務課、総務部 県民課、総務部税務課、 総務部営繕課、総務部行 財政改革局人事企画課、 総務部行財政改革局業務 効率推進課、総務部行財 政改革局財源確保推進 課、総務部行財政改革局 福利厚生課、総務部人権 局人権・同和対策課、企 画部企画課、企画部青少 年・文教課、企画部新生 公立大学設立準備室、企 画部統計課、企画部男女 共同参画推進課、企画部 情報政策課、企画部地域 づくり支援局自治振興 課、企画部地域づくり支 援局移住定住促進課、企

			<p>部情報政策課、企画部地域づくり支援局自治振興課、<u>企画部地域づくり支援局中山間振興・定住促進課</u>、企画部地域づくり支援局交通政策課、文化観光局文化政策課、文化観光局交流推進課、文化観光局観光政策課、文化観光局国際観光推進課、福祉保健部福祉保健課、福祉保健部障がい福祉課、福祉保健部長寿社会課、福祉保健部子育て王国推進局子育て応援課、<u>福祉保健部子育て王国推進局青少年・家庭課</u>、福祉保健部子育て王国推進局子ども発達支援課、福祉保健部健康医療局健康政策課、福祉保健部健康医療局医療政策課、福祉保健部健康医療局医療指導課、生活環境部環境立県推進課、生活環境部水・大気環境課、生活環境部循環型社会推進課、生活環境部景観まちづくり課、生活環境部公園自然課、生活環境部砂丘事務所、生活環境部くらしの安心局くらしの安心推進課、生活環境部くらしの安心局住宅政策課、商工労働部商工政策室、商工労働部経済通商総室、商工労働部雇用人材総室、商工労働部産業振興総室、農林水産部農政課、農林水産部経営支援課、農林水産部生産振興課、農林水産部畜産課、農林水産部農地・水保全課、農林水産部森林・林業総室、農林水産部全国豊か</p>		<p>画部地域づくり支援局中山間地域振興課、<u>企画部地域づくり支援局協働連携推進課</u>、企画部地域づくり支援局交通政策課、文化観光局文化政策課、文化観光局交流推進課、文化観光局観光政策課、文化観光局国際観光推進課、福祉保健部福祉保健課、福祉保健部障がい福祉課、福祉保健部子ども発達支援課、福祉保健部長寿社会課、福祉保健部子育て支援総室、福祉保健部医療政策課、福祉保健部医療指導課、福祉保健部健康政策課、生活環境部環境立県推進課、生活環境部水・大気環境課、生活環境部循環型社会推進課、生活環境部景観まちづくり課、生活環境部公園自然課、生活環境部砂丘事務所、生活環境部くらしの安心局くらしの安心推進課、生活環境部くらしの安心局住宅政策課、商工労働部商工政策室、商工労働部経済通商総室、商工労働部雇用人材総室、商工労働部産業振興総室、農林水産部農政課、農林水産部経営支援課、農林水産部生産振興課、農林水産部畜産課、農林水産部農地・水保全課、農林水産部森林・林業総室、農林水産部全国豊かな海づくり大会推進課、農林水産部水産振興局水産課、商工労働部兼農林水産部市場開拓局市場開拓課、商工労働部兼農林水産部市場開</p>
--	--	--	--	--	--

			な海づくり大会推進課、 農林水産部水産振興局水 産課、商工労働部兼農林 水産部市場開拓局市場開 拓課、商工労働部兼農林 水産部市場開拓局食のみ やこ推進課、県土整備部 県土総務課、県土整備部 技術企画課、県土整備部 道路企画課、県土整備部 道路建設課、県土整備部 河川課、県土整備部治山 砂防課、県土整備部空港 港湾課、行政監察監行政 監察課、行政監察監公益 法人・団体指導課、行政 監察監工事検査課、会計 管理者会計局、労働委員 会事務局				拓局食のみやこ推進課、 県土整備部県土総務課、 県土整備部技術企画課、 県土整備部道路企画課、 県土整備部道路建設課、 県土整備部河川課、県土 整備部治山砂防課、県土 整備部空港港湾課、行政 監察監行政監察課、行政 監察監公益法人・団体指 導課、行政監察監工事検 査課、会計管理者会計 局、労働委員会事務局
東部 総合 事務所	県民 局	局長	危機管理局	東部 総合 事務所	県民 局	企画総務 課総務会 計担当の 職員	東部総合事務所県税局、 東部総合事務所福祉保健 局、東部総合事務所生活 環境局、東部総合事務所 農林局、東部総合事務所 県土整備局、福祉相談セ ンター、鳥取看護専門学 校、鳥取療育園、精神保 健福祉センター
		略				略	
八頭 総合 事務所	県民 局	局長	危機管理局	八頭 総合 事務所	県民 局	企画県民 課総務会 計担当の 職員	八頭総合事務所農林局、 八頭総合事務所県土整備 局
		略				略	
略		略		略		略	
中部 総合 事務所	県民 局	局長	危機管理局	中部 総合 事務所	県民 局	企画総務 課総務会 計担当の 職員	中部総合事務所県税局、 中部総合事務所福祉保健 局、中部総合事務所生活 環境局、中部総合事務所 農林局、中部総合事務所 県土整備局
		略				略	
略		略		略		略	

西部 総合 事務所	県民	局長	危機管理局	西部 総合 事務所	県民	庶務会計 課の職員	西部総合事務所県税局、 西部総合事務所福祉保健 局、西部総合事務所生活 環境局、西部総合事務所 農林局、西部総合事務所 県土整備局、米子児童相 談所
	略		略				
日野 総合 事務所	県民	局長	危機管理局	日野 総合 事務所	県民	企画県民 室の職員 (室長補 佐及び郡 民の窓口 担当の職 員に限 る。)	西部総合事務所県税局
	略		略		略		
略				略			

附 則

この訓令は、平成23年7月1日から施行する。

鳥取県訓令第12号

鳥取県職員表彰規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成23年7月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県職員表彰規程の一部を改正する訓令

鳥取県職員表彰規程（昭和41年鳥取県訓令第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>（表彰の種類）</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 部長表彰は、部長（<u>鳥取県行政組織条例（平成6年鳥取県条例第5号）第14条第2項に規定する部局長等</u>、会計管理者及び労働委員会事務局長をいう。以下同じ。）が前条第1項各号のいずれかに該当する職員（知事の事務部局及び労働委員会の事務局に勤務する職員に限る。）に対して行う。</p> <p>4 略</p>	<p>（表彰の種類）</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 部長表彰は、部長（<u>統轄監、防災監、部長、文化観光局長、行政監察監、会計管理者及び労働委員会事務局長</u>をいう。以下同じ。）が前条第1項各号のいずれかに該当する職員（知事の事務部局及び労働委員会の事務局に勤務する職員に限る。）に対して行う。</p> <p>4 略</p>

附 則

この訓令は、平成23年7月1日から施行する。

鳥取県訓令第13号

現業職員以外の職員の被服の交付及び使用に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成23年7月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

現業職員以外の職員の被服の交付及び使用に関する規程の一部を改正する訓令

現業職員以外の職員の被服の交付及び使用に関する規程（昭和43年鳥取県訓令第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後					改 正 前				
別表（第2条、第5条関係）					別表（第2条、第5条関係）				
被服の交付を受ける職員		品目	標準 使用 期間 (月)	備考	被服の交付を受ける職員		品目	標準 使用 期間 (月)	備考
危機 対策 ・情 報課	略				防災 課	略			
消防 防災 課	消防・保安担 当の職員のうち 高圧ガス及び火 薬類の取締りの 業務に従事する 職員	略			消防 課	<u>保安担当の職 員のうち高圧ガ ス及び火薬類の 取締りの業務に 従事する職員</u>	略		
略					略				

附 則

この訓令は、平成23年7月1日から施行する。

公安委員会規則

鳥取県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年7月1日

鳥取県公安委員会委員長 渡 辺 光 子

鳥取県公安委員会規則第7号

鳥取県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

鳥取県警察の組織に関する規則（昭和37年鳥取県公安委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下「移動条項等」という。）に対応する同表の改正後の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下「移動後条項等」という。）が存在する場合には、当該移動条項等を当該移動後条項等とし、移動後条項等に対応する移動条項等が存在しない場合には、当該移動後条項等（以下「追加条項等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条及び号の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条及び号の表示並びに追加条項等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
(会計課) 第5条 会計課においては、次に掲げる事務をつかさどる。 (1) 略 (2) <u>財産（物品を除く。）の取得、管理及び処分</u> <u>に関すること。</u> (3) <u>物品の取得、管理及び処分に関すること。</u> (4) <u>国に属する金銭の出納に関すること。</u> (5) <u>物品の出納に関すること。</u> (6) 略 (7) 略 (8) 略 (9) 略 (10) <u>警察装備の調達に関すること。</u> (11) <u>警察車両の点検及び修理に関すること。</u> 2 会計課に、 <u>監査室及び物品調達室</u> を附置する。 3 <u>監査室においては、第1項第4号、第6号及び第</u> <u>9号に掲げる事務を処理する。</u> 4 <u>物品調達室においては、第1項第3号、第5号、</u> <u>第10号及び第11号に掲げる事務を処理する。</u>	(会計課) 第5条 会計課においては、次に掲げる事務をつかさどる。 (1) 略 (2) <u>財産及び物品の管理及び処分</u> に関すること。 (3) <u>金銭及び物品の出納</u> に関すること。 (4) 略 (5) 略 (6) 略 (7) 略 2 会計課に、監査室を附置する。 3 監査室においては、第1項第4号に掲げる事務を 処理する。

(警務課) 第6条 警務課においては、次に掲げる事務をつかさどる。 (1)～(5) 略 (6) <u>警察装備に関すること(会計課の所掌に属するものを除く。)</u> 。 (7)～(10) 略 2～4 略	(警務課) 第6条 警務課においては、次に掲げる事務をつかさどる。 (1)～(5) 略 (6) 警察装備に関すること。 (7)～(10) 略 2～4 略
(監査官) 第46条 略	(監査官) 第46条 略
(物品調達官) 第47条 <u>警務部に物品調達官を置き、警視正若しくは警視の階級にある警察官又は一般職員をもって充てる。</u> 2 <u>物品調達官は、上司の命を受け、物品の取得及び処分並びに警察装備の調達に関する事務を統括する。</u>	
(企画官) 第48条 略	(企画官) 第47条 略
(監察官) 第49条 略	(監察官) 第48条 略
(広報官) 第50条 略	(広報官) 第49条 略
(首席師範) 第51条 略	(首席師範) 第50条 略
(検視官) 第52条 略	(検視官) 第51条 略
(管理官等) 第53条 略	(管理官等) 第52条 略
(附置機関の長) 第54条 略	(附置機関の長) 第53条 略
(校長) 第55条 略	(校長) 第54条 略
(副校長) 第56条 略	(副校長) 第55条 略

(警察署長) 第57条 略	(警察署長) 第56条 略
(副署長) 第58条 略	(副署長) 第57条 略
(刑事官) 第59条 略	(刑事官) 第58条 略
(管理官) 第60条 略	(管理官) 第59条 略
(委任) 第61条 略	(委任) 第60条 略

附 則

この規則は、平成23年7月1日から施行する。